収支報告書

令和7年分 開催分)

	(ふりがな)	りっけんみんしゅとうやまがたけんだいいっくそうしぶ
1	政治団体の名称	立憲民主党山形県第1区総支部
2	主たる事務所の所在地	山形市鈴川町二丁目3-1
3	代表者の氏名	(姓) (名) 原田 和広
4	会計責任者の氏名	(姓) (名) 木村 正弘
	事務担当者の氏名 (姓)	(名)
	(電話) 木村 023-623-8	正弘 762
	(電話)	
	(電話)	

A SEA THE SEA
HARTER
• -7.72 •
KA A

						政	治 団 体	の区分
Ī		政					党	□ 政治資金規正法第18条の2第1項
	v	政	党	0	D	支	部	の規定による政治団体
		政	治	資	金	団	体	□その他の政治団体
								口その他の政治団体の支部

活動区域の区分

資金管理団体の指定の有無							
口 有							
☑ 無							
公職の種類							
(現職・候補者の別)							
音金管理団体の届 出をした者の氏名	(姓) (名)						

2以上の都道府県の区域等

国会議員関係政治団体の区分
☑ 政治資金規正法第19条の7第1項
第1号に係る国会議員関係政治団体
□ 政治資金規正法第19条の7第1項
第2号に係る国会議員関係政治団体
公職の候補者 ^(姓) ^(名)
の 氏 名原田 和広
公職の種類衆議院議員
(現職・候補者の別) (候補者等)
公職の候補者(姓)(名)
の氏名(2人目)
公職の種類
(現職・候補者の別)
公職の候補者(姓) (名) の氏名(3人目)
公職の種類
(現職・候補者の別)

☑ 同一の都道府県の区域内

資金管理団体の指定の期間
から
まで
(※複数の期間がある場合2つめ以降の期間)

国会議員関係政治 特例の適	
	から
	まで
(※複数の期間がある場	合2つめ以降の期間)

収支の状況

1 収支の総括表

収 入 総 額	857, 107
(前年からの繰越額)	857, 107
(本年の収入額)	0
支 出 総 額	857, 107
翌年への繰越額	0

2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費 金 額 (1) (1) (1) (2) (2) (2) (2) (2) (2) (2) (2) (2) (2				
金	額	0		
員	数(党費又は会費を納入した人の数)	0		

(2) 寄 附							
ア 寄附(イを除く。)の区分	金	額	備	考			
(ア) 個人からの寄附		0					
(うち特定寄附)		0					
(イ) 法人その他の団体からの寄附		0					
(ウ) 政治団体からの寄附		0					
小 計 (ア) + (イ) + (ウ)		0					
(寄附のうち寄附のあっせんによるもの)		0					
イ 政 党 匿 名 寄 附		0					
合 計 (ア + イ)		0					

(その13)

3 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総					
項	目		金 額	備 本部又は支部に対して 供与した交付金に係る支出	考
1 経 常	 ·	——— 費	•	供与した交付金に係る支出	
(1) 人	件	費	452, 200	0	
	熱水	費	110, 623	0	
(3) 備 品	消耗品	費	5, 284	0	
(4) 事	務 所	費	289, 000	0	
小	計		857, 107	0	
2 政 治	活動	費			
(1) 組 織	活動	費	0	0	
(2) 選 挙	関 係	費	0	0	
)発行その他の事		0	0	
	誌の発行事		0	0	
イ 宣 伝	事業	費	0	0	
ウ政治資金	パーティー開催事	業費	0	0	
エその	他 の 事 業	費	0	0	
(4) 調 査	研 究	費	0	0	
(5) 寄 附	• 交 付	金	0	0	
(6) そ の	他 の 経	費	0	0	
小	計		0	0	
合	計		857, 107		·

(その14)

	(2) 経常経費(人件費を除く。) の内訳			目 別 区 分	2. 光熱水費		
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主 たる事務所の所在地)	備考	
1	電気料金	20, 497	R7/1/22	原田和広	山形県山形市鈴川町2-3-1		
2	電気料金	25, 794	R7/2/25	原田和広	山形県山形市鈴川町2-3-1		
3	水道料金	10, 337	R7/3/11	原田和広	山形県山形市鈴川町2-3-1		
4	電気料金	20, 374	R7/3/24	原田和広	山形県山形市鈴川町2-3-1		
5	電気料金	15, 349	R7/4/24	原田和広	山形県山形市鈴川町2-3-1		
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
	この頁の小計	92, 351					

この負の小計92,351その他の支出18,272合計110,623

(その14)

合

計

	(2) 経常経費(人件費を除	く。)の内訳	項	目 別 区 分	3. 備品・消耗品費		
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主 たる事務所の所在地)	備考	
1							
2							
3							
4	·						
5							
6							
7							
8							
9							
10							
- 11							
12		·					
13							
14							
15							
	この頁の小計	0		-			
	その他の支出	5, 284					

5, 284

(その14)

	(2) 経常経費(人件費を除く。) の内訳		項	目 別 区 分	4. 事務所費	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主 たる事務所の所在地)	備考
1	事務所賃料	48, 000	R7/1/31	原田悦子	山形県山形市鈴川町2-3-1	
2	事務所賃料	48, 000	R7/2/28	原田悦子	山形県山形市鈴川町2-3-1	
3	事務所賃料	48, 000	R7/3/31	原田悦子	山形県山形市鈴川町2-3-1	
4	事務所賃料	48, 000	R7/4/30	原田悦子	山形県山形市鈴川町2-3-1	, , ,
5	事務所賃料	48, 000	R7/5/31	原田悦子	山形県山形市鈴川町2-3-1	
6						***
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	この頁の小計	240, 000				

この頁の小計240,000その他の支出49,000合計289,000

(その17)

資産等の状況

1 資産等の総括表

資産等の有無							
資産等の項目別区分	有	無	備考				
ア 土 地		V					
イ 建 物		V					
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権		V					
工 取得の価額が100万円を超える動産		V					
オ 預金(普通預金及び当座預金を除く。) 又 は 貯 金 (普 通 貯 金 を 除 く 。)		V					
力 金 銭 信 託		V					
キ疽		V					
ク 出 資 に よ る 権 利		V					
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金		K					
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金		Ŋ					
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権 利		v					
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金		Z .					

宣誓書

添付書類(別添のとおり)

- ☑ 1 領収書等の写し
- □ 2 監査意見書(政党及び政治資金団体に限る。)
- ② 3 政治資金監査報告書(国会議員関係政治団体に限る。)

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和7年 6月 15日

政治団体の名称 立憲民主党山形県第1区総支部

会計責任者の氏名 木村 正弘

代表者の氏名 (代表者については解散時のみ記入すること)

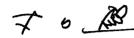
原田和広

政治資金監查報告書

令和7年6月15日

立憲民主党山形県第1区総支部 代表 原 田 和 広 殿

登録政治資金監査人



登 録 番 号 第 3356 号 研修終了年月日 平成22年1月26日

1 監査の概要

- (1)私は、政治資金規正法(以下「法」という。)第19条の13第1項の規定に基づき、立憲民主党山形県第1区総支部の令和7年に係る法第17条第1項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書(支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。)について、支出に関する政治資金監査を行った。
- (2) この政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより政治資金適正化 委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」(以下「政治資金監査マニュア ル」という。)に基づき行った。
- (3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。
- (4)この政治資金監査は、立憲民主党山形県第1区総支部の主たる事務所において行った。

2 監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

- (1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書 等が保存されていた。
- (2) 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議 員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係 政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

- (3) 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第17条第1項に規定する収支報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等に基づいて支出の状況が表示されていた。
- (4) 法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は存在しなかった。

3 業務制限

立憲民主党山形県第1区総支部と私の間には、法第19条の13第5項の規定に違反 する事実はない。

また、立憲民主党山形県第1区総支部と政治資金監査の業務を補助した使用人その他 の従業者との間においても、同様である。

以上